

## 中部経済産業局における地域中小企業・小規模事業者の人材確保支援等事業 (地域の人事部推進事業)における地域の人事部モデル地域募集要領

### 1 業務の目的・趣旨

本事業では、中部経済産業局管内における「地域の人事部(※)」の取組を普及するため、「地域の人事部モデル地域」を選定し、各種支援等を通じて中部地域での「地域の人事部」の構築を推進することにより、地域企業の人材の獲得・育成・定着を促進し、地域における人材の活躍の場を創出することを目的としています。

※「地域の人事部」とは、地方自治体、経営支援機関、地域金融機関、大学・高等学校等の教育機関、民間事業者等の地域の関係機関が、各々の強みを活かし、一体となって面的に地域中小企業等の人材確保支援を実施する体制のことをいいます。

### 2 応募に係る資格要件

次の要件を満たす民間事業者等（中小企業基本法で定める中小・小規模企業者、中堅企業（中小企業でない、従業員 2,000 人以下の企業）、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、組合、商工会・商工会議所等の支援機関）とします。

- ①中部経済産業局管内に拠点を有していること。
- ②事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
- ③応募する民間事業者等が、単独又は複数の市町村において、地域企業に必要な人材の獲得や育成、定着に向けた取組を行おうとしていること。
- ④経済産業省の、令和4年度「中小企業経営支援等対策費補助金（若者人材確保プロジェクトの実証）」、令和5年度「地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業補助金（地域戦略人材確保等実証事業）」及び令和6年度「地域の中堅・中核企業の経営力向上支援事業補助金（地域戦略人材確保等実証事業）」における実証地域と原則、重複しないこと
- ⑤経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- ⑥次のいずれにも該当しない者であること。
  - \*法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
  - \*役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
  - \*役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

\*役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

### 3 支援内容について※

モデル地域の支援にあたっては、既に先進的に「地域の人事部」事業に取り組む中部地域内外のキーパーソンをコーディネーター・メンターとして活用し、地域特性にマッチするサポート、ノウハウ提供を行います。また、地域内での活動そのものを後押しできるように、ステークホルダーを巻き込んだ協議会開催支援や各地で地域企業向けに提供できる研修プログラムの設計支援などを行い、エントリーした企業だけでなく、地域企業全体への波及効果が高まるような支援を実施します。支援期間は、令和6年10月頃～令和7年2月頃までとします。

具体的には、

#### ▼モデル地域共通支援プログラム

- ・フレームワークを使った地域の人事部戦略づくりの支援
- ・採用力向上へ向けた連続研修の構築支援
- ・先行地域の取り組み視察（共通のロールモデル獲得）
- ・教育機関連携プログラムの開発支援

#### ▼地域ごとの個別支援プログラム

- ・地域毎のビジョン・課題を踏まえた共同人材戦略の作成
- ・地域の人事部事業計画の作成支援
- ・地域内の地域の人事部協議会の発足・運営支援
- ・ビジネスモデル構築支援・収益化の支援
- ・地域性の追求（地域性を活かした独自ビジョン作り）

といった支援を予定しています。各地域の課題に応じ柔軟に支援させていただきます。

※「地域の人事部」運営に係る費用は申請者（地域の人事部構成団体）自身での負担となります。本事業においては、「地域の人事部」の運営に係るノウハウやソリューションの提供等による支援を行います。

### 4 審査のポイントについて

- プログラムへの参加度合い
- 地域の人事部を構成する最低限のネットワークがあるか
- 地域に対する現状認識と一定の仮説を持っているか
- 地域の人事部へ取り組む地域企業群が想定されているか
- 具体的な取り組みが想定されているか

### 5 応募手続き等

- (1) 申込締切

令和6年9月23日（月）23:59 必着

(2) 応募方法

下記「9 応募窓口・問い合わせ先」に記載のある宛先へメールにてお申込みください。

(3) 提出書類

申込書

(4) 提出の条件

- ①申請は1社につき1回に限ります。
- ②提出された書類は返却しないこととし、提出後の修正は認めません。
- ③書類作成に関する経費は、申請者の負担とします。

**6 選考・決定方法**

(1) 審査・選考の方法

審査会において、書類審査の結果決定します。

(2) プレゼンテーション

選考時にプレゼンテーションは実施しません。なお、審査に際し確認を要する事項がある場合には、企画内容について問い合わせを行うことがあります。

(3) 選考結果

選考結果は、申請者全員に対して書面により通知します。なお、審査結果についての異議申し立ては一切受け付けません。

(4) スケジュール

- ①申請書類等提出期限 令和6年9月23日（月）23:59
- ②地域の人事部モデル地域決定 9月下旬(予定)

**7 応募に係る質問について**

質問は、E-mail で受け付けます。

**8 個人情報保護**

本参画申請書に記載された個人情報は、本事業運営のためのみに利用いたします。本参画申請書に記載いただいた内容について、企業・団体等の名称など一般公開されている情報及び一般公開しても差し支えないと判断される内容については、ウェブサイトなどにて公表することがありますのでご了承ください。それ以外の企業・団体等の機密に関わる情報は、参画企業・団体等の同意なしに第三者に開示・提供することはありません（法令等により開示を求められた場合を除きます）。ただし、NPO 法人 G-net（本事業事務局）が業務委託する委託先に対しては、厳重な管理のもと、関連する情報を共有することがあります。

## 9 応募窓口・問い合わせ先

令和6年度「中部経済産業局における地域中小企業・小規模事業者の人材確保支援等事業」事務局（NPO 法人 G-net）

担当：南田・谷合

住所：〒500-8844 岐阜県岐阜市吉野町 6-2 ブラザービル 2階

電話：058-263-2162 /FAX：058-263-2164

メール：[entry@chubu-jinzai.meti.go.jp](mailto:entry@chubu-jinzai.meti.go.jp)